

## 芽室町における物価高騰・燃料高騰対策(案)について

### ①高齢者世帯等生活支援 既決

(1)対象 住民税非課税の高齢者世帯等

(2)概要 12,000 円を支給する。道補助 1/2

### ②水道料金減免 既決

(1)対象 町民

(2)概要 水道料金の基本料金4か月分を減免する。給水区域外については、相当額(1世帯 10,428 円)を助成する。

### ③高齢者等冬の生活特例支援 追加

(1)対象 住民税非課税の高齢者世帯等

(2)概要 10,000 円を支給する。

### ④小規模保育事業所給食費支援 追加

(1)対象 小規模保育所

(2)概要 価格高騰分を支援(小規模以外の保育所は、道支援あり)

### ⑤子育て世帯支援 追加

(1)対象 18歳以下の子ども、特別児童扶養手当対象者及び、基準日以降年内の出生児がいる世帯

(2)概要 子ども一人 3,000 円の商工会商品券を支給

⑥事業者支援 追加

- (1)対象 民間事業所(農業を除く)
- (2)概要 一律 50,000 円を支給

⑦運送事業者支援 追加

- (1)対象 運送事業者
- (2)概要 車両(被牽引車を除く)1台につき 7,000 円を支給

⑧農業者支援 追加

- (1)対象 農家
- (2)概要 均等割一律 50,000 円  
実績割として、①作付面積割 200 円/10a、②家畜飼養頭数割 100 頭未満 1,000 円/頭、100 頭以上500頭未満は 100,000 円、500頭以上1,000頭未満は150,000円、1,000頭以上 3,000 頭未満は200,000円、3,000 頭以上は 300,000 円

事業費総額	約 220,000千円	★財源	道補助金	11,500千円
			交付金	91,000千円(コロナ交付金 38,000千円、物価高騰交付金 53,000千円)
			農業振興基金	37,500千円(農業者支援の 1/2)
			一般財源	80,000千円

---

(※国事業)電気・ガス・食品等の物価高騰対策支援 追加

- (1)対象 住民税非課税世帯、家計急変世帯等
- (2)概要 50,000円を支給する。国補助10/10。

### ③高齢者等冬の生活特例支援事業

#### 1 事業の目的

住民税が非課税の高齢者世帯等に対し、燃料費をはじめとする冬期間の増嵩経費の一部を支援することにより、生活の安定を図り、もって福祉の増進に寄与する。

#### 2 補正の概要

##### (1) 対象者

- ・芽室町に居住
- ・住民税非課税かつ、次のいずれかに該当する世帯(生活保護世帯・施設入所者等を除く)

①高齢者のみの世帯 (対象見込 730 世帯)

②重度障害者同居世帯 (対象見込 30 世帯)

③ひとり親かつ児童扶養手当受給世帯 (対象見込 70 世帯)

##### (2) 支給額

1 世帯あたり 1 万円

#### 3 担当

健康福祉課社会福祉係

## ④・⑤物価高騰対策子育て支援事業

### ●小規模保育事業所給食原材料費高騰対策支援事業

#### 1 事業の内容

コロナ禍における物価高騰の影響を受けている保育所等において、これまでどおりの給食が提供できるよう給食原材料費等の増高分を支援し、保育を継続的に提供していくことを目的とする。

#### 2 事業の概要

- (1) 対象施設 北海道の補助対象とならない小規模保育事業所（町内2施設）
- (2) 支給内容 北海道の補助事業における算出方法を準用する。

### ●子育て世帯物価高騰対策支援事業

#### 1 事業の目的

コロナ禍において物価高騰の影響を受けている子育て世帯に対して、商工会商品券を支給することにより家計を支援することを目的とする。

#### 2 事業の概要

- (1) 対象世帯 高校生（平成16年4月2日生まれ～）までの子どもがいる世帯（障がい児は20歳未満）
- (2) 支給額 子どもひとりあたり3千円の商工会商品券
- (3) 支給方法 特定記録郵便による郵送

担当

子育て支援課児童係

## ⑥物価高騰対策町内事業者支援事業

### ● 町内事業者物価高騰対策支援金について

#### 1 事業の目的

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化するなか、原油価格・物価高騰（以下「物価高騰等」という。）による影響を受けている町内事業者に対し、物価高騰等の影響を軽減するための支援金を支給する。

#### 2 補正の概要

##### (1) 対象者

令和4年10月1日現在で芽室町内に事業所・店舗（建物内のテナント含む）を有する事業者（法人、個人）

※農業・林業、漁業を除く

##### (2) 支給額

1事業者あたり5万円

##### (3) 申請見込 700件

#### 3 担当

商工労政課商業振興係

## ⑦物価高騰対策町内事業者支援事業

### ● 運送事業者原油価格高騰対策支援金について

#### 1 事業の目的

原油価格の高騰による影響を受けている町内事業者を支援するため、多量に燃料（ガソリン、軽油等）を使用する運送事業者に対し、経費負担を軽減するための支援金を支給する。

#### 2 補正の概要

##### (1) 対象者

芽室町内で運送業を営む事業者のうち次のいずれかに該当する事業者で、申請日までに事業を営み、受給後も継続して事業を営む意思がある事業者

ア 一般貨物自動車運送事業または特定貨物自動車運送事業

イ 貨物軽自動車運送事業

##### (2) 支給額

芽室町を「使用の本拠の位置」とする事業用自動車 1台 7千円（被牽引車両は対象外）

##### (3) 申請見込

104件（営業所数）、1,366台

#### 3 担当

商工労政課商業振興係

## ⑧物価高騰対策農業事業

### 1 事業の目的

新型コロナウイルス感染症等の影響が長期化している中で、原油や肥料、飼料価格が高騰している状況を踏まえ、農業経営への影響をできるだけ軽減し、農業経営継続に向けた支援を行う。

### 2 補正の概要

#### (1) 対象者

芽室町農業経営実態調査対象者であって芽室町に在住している個人または法人

#### (2) 支援内容

①均等割 50,000 円／戸

②実績割 作付面積割 200 円／10a

家畜飼養頭数割 100 頭未満は 1,000 円／頭、100 頭以上は 100,000 円、500 頭以上は 150,000 円、1,000 頭以上は 200,000 円、3,000 頭以上は 300,000 円

### 3 担当

農林課農業振興係

## (※国事業) 物価高騰対策社会福祉事業

### ● 電気・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金

#### 1 事業の目的

電気・ガス・食料品等の価格高騰により厳しい状況にある住民税非課税世帯、家計急変世帯に対し1世帯あたり5万円を給付。事業費・事務費ともに国費10/10の補助事業として実施。

#### 2 補正の概要

##### (1) 対象者

①基準日(令和4年9月30日)において世帯全員の令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯。

※住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く。

②上記のほか、令和4年1月以降申請日までに家計が急変し、①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯。

##### (2) 支給額

1世帯につき5万円

##### (3) 対象件数

約1,800世帯(生活保護176世帯含む)      家計急変世帯      約30世帯

#### 3 担当

健康福祉課社会福祉係